

とちぎ部活動地域展開プラン(概要版)

栃木県教育委員会

I 策定の趣旨

- 【策定の趣旨】 少子化の中でも、県内公立中学校等の生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実
生徒のスポーツ・文化芸術活動環境を整備し、学校部活動の地域展開等の更なる推進
- 【位置づけ】 国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を参酌し、県内公立中学校等を対象とした平日・休日における学校部活動の地域展開等を進めるための計画
- 【プランの期間】 令和8(2026)年度から令和13(2031)年度までの6か年を計画期間

II プランの基本的な考え方

- 急激な少子化が進む中においても、生涯にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことが主たる目的
- 地理的要因や障害の有無等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備
- 現状の学校部活動の課題や地域の状況を踏まえ、地域全体で活動を支えることが、生徒にとって望ましい環境づくりに必要であるという認識を幅広い関係者において共有
- 学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることや、適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導等を実現すること、地域クラブ活動指導者等が継続的に活動ができる持続可能な体制を構築する観点を持つことも考慮

III プラン策定の背景

1. 国の動向
2. 本県の中学校部活動を取り巻く現状
3. とちぎ部活動移行プランの活動目標達成状況（R5～R7）

IV 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要

V プランの目標

【基本目標】 生徒が主体的・継続的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりに取り組みます。

【活動目標① 休日】 令和11(2029)年度末までに、県内公立中学校等の休日の部活動を全て地域展開することを目指します。

【活動目標② 平日】 令和13(2031)年度末までに、平日の活動の取組方針を定めるとともに、地域の実情に応じた部活動の地域展開等の取組を実施します。

VI 学校部活動から地域クラブ活動への地域展開等の全体像

- 市町等においては、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等に応じた改革方針を決定の上、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を進めていくことが重要
- 地域の実情に応じて、学校部活動と地域クラブ活動を当面併存させながら、生徒の活動機会を保障

Ⅶ 地域展開に向けた推進体制の整備及び国・県・市町・運営団体・実施主体・学校の役割

1. 県、市町における推進体制の整備
2. 国・県・市町・地域クラブ活動の運営団体・実施主体・学校の役割
3. 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
4. 関係団体等・大学・民間企業との連携

【県】広域自治体としてのリーダーシップ 【市町等】改革の責任主体

Ⅷ 地域クラブ活動に関する認定制度

○ 競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等の観点から、国、県が示す要件及び認定手続等に基づき、市町等において認定を行う仕組みを構築

【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等

【主な要件】活動の目的・理念 / 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は、原則、土日どちらか） / 低廉な参加費等 / 指導体制（不適切行為の防止徹底、指導者研修・指導者登録制度等） / 安全確保 / 運営体制 / 学校等との連携

Ⅸ 学校部活動の地域展開に係る本県の課題と取組

1. 運営団体・実施主体の体制整備等

- ・関係団体等の参画支援と広域的な連携体制の構築支援
- ・運営に関するサポート体制整備、運営人材の確保・育成

2. 指導者等の質の保障・量の確保

- ・人材バンクの運用等による人材発掘・マッチング・配置
- ・研修会の開催等による適切な資質・能力の保障、人材育成

3. 活動場所の確保

- ・学校施設等の有効活用、公共施設等の活用促進
- ・活動場所の管理運営の効率化

4. 活動場所への移動手段の確保

- ・地域公共交通及び多様な分野との連携
- ・事例等を情報提供し、移動手段確保に向けた取組を支援

5. 大会やコンクールの在り方

- ・地域クラブ活動参加者の大会参加が更に促進されるよう、大会主催者等と連携
- ・持続可能で効率的な大会運営の在り方の検討を働きかけ

6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進及び参画促進

- ・HPやSNS、各種広報媒体を通じた効果的な周知・広報等による生徒・保護者等関係者の理解を促進
- ・活動・運営への生徒の積極的な参画を促進

7. 生徒の安全・安心の確保のための体制整備

- ・事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止
- ・地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度構築に向けた助言及び効果的に運用される仕組みづくり

8. 障害のある生徒の活動機会の確保

- ・多様な地域の関係者の参画促進
- ・公認パラスポーツ指導資格等の取得促進や指導の実践のための仕組みづくり

9. 費用負担の在り方

- ・費用負担の在り方に関する学校・家庭・地域・運営団体等への理解促進
- ・経済的に困窮する世帯の生徒への支援

10. 関連諸制度等への対応

（１）教員等の兼職兼業

- ・希望する教員等の兼職兼業の円滑化
（中学校の教員だけでなく、小学校の教員、高等学校・特別支援学校の教員等を含む）

（２）高等学校等入学者選抜における部活動・地域クラブ活動の取扱い

- ・入学者選抜において、引き続き、学校部活動と地域クラブ活動で、高等学校等入学者選抜における取扱いに差異が生じることがないように十分留意